

# 改憲手続法＝憲法九条廃棄作業スタート!

## Q 5. 「国会法の改正」ってどういうこと?

A. この「手続法」が通ったら、次の国会から「憲法審査会」というものが国会内に設置されます。この「憲法審査会」は、憲法改正原案をつくる機関です。つまり、この法案が成立すれば、国会法が改正されて、憲法「改正」に向けた具体的な作業が始まるのです。

さらに詳しい「パンフレット」も用意しています。必要な方は「当会事務局」までお申し込みください。



## Q 6. 「憲法審査会」では改正原案の審議は行わないとかいう報道を聞いたような気がするけど・・・?

A. この「3年間施行しない」とか、「原案審議をしない」とかいうのに惑わされてはいけません。いまから改憲作業にとりかかっても、国会で発議し、国民投票実施までは3年間ぐらいかかるのです。3年間改憲を猶予するのではなく、急いでやっても国民投票は3年後になる、ということにすぎません。審査会はすぐにスタートするわけですから、すぐに、実質的な改憲原案づくりが行われることとなります。



## Q 7. 「改憲原案づくり」はゼロからスタートするわけですか?

A. そうではありません。自民党はすでに「新憲法草案」を発表しています。これと民主党の案とがベースになるのはまちがいありません。どちらの案も、現在の憲法9条の、「戦力を持たないことと、戦争をしないこと」という条文を廃棄し、「軍隊を持つことと、戦争をすること」を明記しています。ですから「改憲手続法案」が通れば、戦争する国をめざす、憲法「改正」の具体的な作業が始まるのです。

## Q 8. 「国民投票法案」の問題点は?

A. たくさんありますが、三つだけ指摘しましょう。まず、①最低投票率を規定していないことです。少なくとも有権者の3分の2以上が投票しない国民投票は無効にするというようなきまりが必要です。

また、②公務員や教員は国民投票運動が禁じられています。憲法改正問題では、すべての国民が自由に意見表明、論議ができるようであればならないはずですが。

さらに、③テレビでの広告が野放し状態にされます。いんげんな資金を使って、改憲賛成のコマーシャルを洪水のように流し、国民世論を誘導していくことが可能です。とても、公正な国民投票法案とはいえません。

**「憲法9条まもれ 改憲手続き法案を許すな イラク占領反対 米軍・自衛隊は撤退せよ!」**

**3・20緊急大集会** 18時30分～ 場所 日比谷野外音楽堂 主催 3・20 中央集会実行委員会

**九条の会**

No.15 2007. 3. 9 **おがわ町九条の会**

**だより**

〒355-0315 小川町みどりが丘 5-13-3(西田一雄気付け)

T/F 72-4445 Eメール kyujoyougawa@hotmail.co.jp



# ストップ! 改憲手続法

安倍首相や自民・公明の与党は、「日本国憲法の改正手続に関する法律案(改憲手続法案)」の5月3日以前の成立を目指しています(3月8日付新聞報道)。この法律は、「戦争をしない国」として世界の信頼を得てきたわが国を、再び「戦争をする国」に変えるための、憲法九条廃棄に直結する法律です。**このQ&A**をお読みいただいて、何が問題なのか、と一緒に考えてみましょう。ご意見ご要望は「当会事務局」(末尾記載)あてお寄せください。

## 憲法96条

この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

## 国民投票法=憲法「改正」に着手するための法律

**Q1. え!今問題になっているのは「国民投票法案」じゃないの?**

**A.** 一般にそうよばれることが多いようですが、それは正確ではありません。やはり「改憲手続法案」というべきでしょう。

**Q2. なぜ「改憲手続法」って、言うの?**

**A.** この法案には、憲法改正のための「国民投票法案」と憲法改正を発議(国会が改正案をつかって国民に提案すること)するための「国会法の改正案」がらくまれています。単純な国民投票法案ではないのです。

**Q3. そもそも「国民投票法」って何?**

**A.** 上の囲み(憲法96条)を見てください。憲法を改正するための国民投票をどのように行うのかを定める法律が「国民投票法」です。憲法を改正する上で、必要とされる法律です。

**Q4. 国民投票のやりかたを決めるだけなら良いんじゃない?**

**A.** 確かに、どう改憲するかとは関係のない中立的な法案なら、何の問題ありません。

しかし今「国民投票法」の制定を急ぐには、理由があります。「現在の憲法を変えよう」というのが狙いです。とくに「憲法9条を変えること」こそが最重要課題なのです。

つまり、初めに「改憲」ありきで、そのために、「国民投票法」がないと困るということになったのです。

今国会で成立させようとしている「国民投票法」は「いつの日か必要になる法律」ではないのです





## 知ってください!

この国が永久に戦争をしないことを  
定めた“憲法9条”を変えるための準備  
が始まろうとしています!

それが今国会に提案されている

## 『改憲手続き法案』 (国民投票法案)

それは単なる手続き案ではありません  
数年後には現行憲法の変更を実現させる  
ための計画的な準備法案です

世界への約束であり、誓いであり、日本  
国民の誇りともいえる“憲法9条の平和  
主義”を投げ捨て「戦争のできる国」を  
めざす初めの一步が「国民投票法」です

私たちは「改憲手続き法案」  
に反対します!

No.16 2007. 4. 9

九条の会

だより

おがわ町九条の会

〒355-0315 小川町みどりが丘 5-13-3(西田一雄気付け)

T/F 72-4445 Eメール kyujyougawa@hotmail.co.jp

日本国憲法第9条2項  
世界中の国と平和な  
関係を求め 戦争で  
人を殺す武器や そ  
のために訓練された  
人びとの組織を決し  
て持ちません そし  
て戦争で人を殺すの  
は罪ではない とい  
う特権を国に認めま  
せん

池田香代子著『やさしいことばで  
日本国憲法』より





—おがわ町の九条の風—

# 愛と自由そして平和 おがわ町民コンサート

第2回

平和だから  
歌えます  
自由だから  
詩えます  
愛があるから  
奏でられます  
だから  
この町で  
ことしも  
こんなに  
素敵な  
コンサートが  
できます



## ハッピー・トレイン

東上線鉄道員仲間で結成してから30年を超えました。益々愛され親しまれる、楽しい団魂の屋バンド。  
ヴォーカル・山口邦裕さん、中爪地区在住。

## 岡部 上さん、洋子さん、ご夫妻

歴年の音楽教育の経験を生かして、中高年歌唱グループ「どんぐりの会」をご夫妻で指導。洋子さんはグループのアイドル？ 因みに、洋子さんはメロソプラノ、上さんはテノール。  
角山地区在住



## 犬木 みちよさん

ハープ奏者。9歳からアイリッシュハープを始め、三村ハープアンサンブルに所属して5回、十数ヶ国の海外公演にも参加。小川町には9年前より居住。子育て期間を経て最近活動を再開されました。  
大塚地区在住。

## 詩朗読・渡辺 美英子さん

女優。劇団 池袋小劇場所属。

同劇団での舞台歴は20年。木下順治、井上ひさし、プレヒト、等の作品にご出演。また、自由で豊かな演劇活動と平和と民主主義のための演劇人船橋の事務司も担っておられます。池袋での九条の会にも参加。因みにパートナー氏も当おがわ町九条の会の貴重な詩歌委員です。小川町在籍は19年日このこと。 木部地区在住。



## 大塚 秀子さん

声楽家。昨年の歌声に多くの感動の声が当会に寄せられました。長年の教員時代、ご家族の介護といくつかの山を越えられて、今年も平和で生まれ育った町で歌える喜びを賜かせてくださいます。 青山地区在住。



## ピアノ伴奏・大道寺 俊平さん

上智大学卒。全日本学生音楽コンクール、アマチュアピアノコンクール等で各賞多数受賞。 鳩山町在住。

## 藤崎 陽子さん

3歳よりピアノを始める。東京音楽大学ピアノ演奏家コース卒。数々の国内外コンクールに優勝・入賞。ソロの他オーケストラ、室内楽での共演活動も多彩です。クラシックのみならずタンゴやパピユラーもお得意です。 中爪地区在住。

## 田下 三枝子さん

上智大卒。知る人ぞ知る「田下有機農場」のパートナー。羊毛いて糸糸まで扱うスローライフのエキスパート。ピアノは幼児期より親しみ、プロがエコかの岐路に農業を決断。余技にボランティアの演奏活動をしています。 上横田地区在住。



# 5月12日(土)午後2時より パトリアおがわ ホール

協力チケット:一般(前売り)1,000円(当日1,200円)、障害者・高校生以下 500円

主催 おがわ町九条の会 後援 小川町,小川町教育委員会